

## 【国語】

次の文章を読んで、設問に答えなさい。

近代国家論の最大の古典の一つであるトマス・ホブズ『リヴァイアサン』は、国家を巨大な怪物にたとえたが、その序文で「国家の素材 (matter) にして (a) 作者 (artificer) は人間である」といつている。国家に限らず、諸々の制度は人間を素材として人間がつくるものである。それ故制度を考えるにあたっては、常にその素材となる人間についての一定の観念 (人間観) が前提となる。

**A** 憲法上の人権保障の制度は、各個人の自由な活動を許容しても、社会は秩序を保ち続けるといふ、性善説的な人間観を前提としている。それに対し自由は (b) 樹籬や反乱をもたらす、社会の (c) 瓦解に連なるとする民衆不信の人間観に立つ憲法は、自由に対する厳しい (d) セイヤクを制度化する。

また自由主義的憲法は、行政権に対する不信、即ち権力を持つ者は (e) フハイするという人間観を前提としている。それに対し権力主義的国家観は、権力者について性善説的人間観を前提とする。たとえばホブズは、君主においては公益と私益が一致しているから、常に公共の利益に向って努力するのに対し、政党政治家においては両者は (f) 背反し、その場合大ていは私益の方を選ぶ、などいつている (『リヴァイアサン』十九章)。

裁判制度は、裁判官が私的感情や私益を抑えて、法に忠実に行動するという前提なしには成立しない。それに対し刑務所制度は、受刑者は監視を (g) 怠れば逃亡しようとするという人間観に立つて、高い塀の中に彼等を閉じこめている。外国の刑務所は刑務官が武装しているのがふつうであるが、日本の刑務官は丸腰である。これは犯罪人に対しても、一定の性善説的前提に立つていることを意味する。

法律家の人間観は、長い法の歴史の上に立った現実的な人間観であるから、極端な性善説や性悪説に対しては中間的な立場に立つ。極端な性善説からすれば、人間がその本性のままに生きれば、おのずから秩序ができるはずであるから、制度など必要でない。逆に極端な性悪説もまた制度と無縁である。なぜなら制度は、その制度のルールに従って行動する人間性を前提しているが、人間がまるでルールに従う性質をもたなければ、そこに現出するのは裸の実力闘争の世界であり、制度などつくっても無駄だからである。制度は、中間的な人間観の産物である。

社会契約説も、歴史の起源にアナキの状態 (自然状態) が存在したと想定する。しかしそれはアナキストが考えるほどの理想状態ではない。そこで人々は集まり、この不完全な自然状態を克服しようとする。こうして理性に従った制度がつくり出されるのである。

自然状態の欠陥はいろいろ考えられる。第一には、善人ばかりの世界においても、右側通行とか左側通行とか、ルールがなければ不便だということがあげられる。特に生産ということになれば計画が必要になり、計画に従って人々の労働を組織しなければならぬ。組織にはルールが必要である。このようなルールをつくるのは社会契約であり、人々はこのルールに自然的に (h) フクジユウするものと期待される。

**B** 現実の人間は善人ばかりではない。ルールの違反者も当然でてくる。そこで違反者に対する制裁が必要となる。こうして警察・裁判・監獄というような制度が樹立されざるをえない。この制度の樹立は、社会契約とは区別された意味での、国家契約によつてなされる。

またこの契約によつて団結した人々の外には、攻撃的な他者 (外敵) が存在するかも知れない。これに対する防衛のためには、軍隊制度も樹立される。

社会契約説は、自然状態などという (i) カクウの史実に依拠していると批判されてきた。しかしこれは人間性と制度との関連を考える思考モデルであり、その正当性は歴史の起源に関する仮説の

(j) セイヒに必ずしも依拠していない。社会契約説は一方において人間性に欲望や名誉欲や闘争心の存在を想定し、他方においてはこれを抑制する理性と意志の存在を想定している。これは前者の存在を否定するアナキズムの性善説と、後者の存在を否定する無規範の実力説の中間に位する、現

実主義的な人間観である。

それでもなお、社会契約説は観念的だと批判されることがある。制度は「作る」ものでなく「成る」ものだといふのである。

アリストテレスが、人間を「ポリス的存在」(zoon politikon)だといった時、この「ポリス的」とは、「社会的」という意味か「政治的」という意味か、あるいは単に「都市国家的」という意味かは問題であるが、少なくとも後世には、「人間は一人では生きられず、複数の人間がいるところには必ず一定の社会関係が成立する」という意味に解された。そこで複数の人間がバラバラに併存していて、理性によって初めて結合するという社会契約説の想定は個人主義的・理性主義的偏向であり、複数の人間のあるところには、必ず理性以前に情緒的な結びつきが生まれてくるものだ、という。

同様にして、社会契約説は習慣の重要性を<sup>①</sup>看過していると批判されることもある。人間の行動の大部分は理性よりも習慣によって支配されている。制度の大部分は習慣の中から生まれ、習慣によって維持されているといふのである。

このような批判によって社会契約説が存在理由を失うかという点、必ずしもそうではない。実をいうと社会契約説の主張者たちは、このようなことは百も承知なのである。ホッブズも「人間の情念は通常理性より強力だ」といつているではないか(『リヴァイヤサン』十九章)。社会契約説は情念や習慣によって非合理的なものとなっている現実の制度を合理的なものに変えようとする当為の理論なのである。

**C** この批判者たちも、人間が理性によって制度を「作る」可能性を前定的に否定する訳ではない。情念や習慣に曇らされた眼をもう一度洗い直して、最も合理的な制度をつくらうとする意欲が人々を支配する時期が時々やってくる。

社会契約説は理性による制度樹立の試みである。しかも平等な国民による自覚的制度樹立の試みであり、従って民主主義樹立の試みである。

この理性による制度樹立という場合の「理性」とは何か。「理性」の概念の思想史を論じ始めたら、大著を何冊書いても足りない位大変である。

ギリシヤ語の nous (直感的に物事の本質をとらえる精神作用)と Logos (論理的理性)、法則としての reason と心理学的な概念としての reason、カントのいう純粹理性と実践理性等々、整理するだけでも大仕事だ。

ともかくも、社会契約説の問題は、この「理性」の概念にある。理性によって制度をつくるという場合の「理性」の概念には色々なものが考えられる。

### (イ) 法則としての理性

ストア学派によれば、世界は理性の法則の支配を受けており、人間界を支配するこの法則を見出し、これに従って社会を組織すべきであるという。しかし世界が理性の法則に支配されているのか、それとも実存主義者のいうように、世界は不条理なものなのか、よくわからない。また世界を支配する法則(因果法則)と、人間界を支配すべき法則(規範法則)とを同一視することはできないし、人間性の観察から規範法則を導き出すことは、論理的に不可能ではないか、という批判もある。

### (ロ) 論理法則としての理性

「理性法論」とよばれる近代法思想の一派によると、法の基本原則は、論理学や幾何学の公理のように自明なもので、それからの全く論理的な<sup>②</sup>演繹によって、債権譲渡には債務者の同意を要する等々というような具体的な制度の原則が導かれるという。しかしこれは論理に対する過信であり、論理的には多様な法制度の可能性があると批判される。

### (ハ) 良心としての理性

人間の心には、理論理性と並んで、是非善悪を判別する実践理性(良心)が存在し、それによって正しい法のあり方が認識されるという思想がある。

(イ)における規範法則の認識、(ロ)における法的演繹の公理を見出すのもこの実践理性だといふ。キリスト教をはじめ、諸宗教の法思想の多くは、このような「神の与えた良心」という教義を基礎として成立している。しかし科学的懐疑者たちは、良心とは内面化された社会規範に他ならず、社会規範が良心の根拠であつてその逆ではないと批判し、従つて良心をつくり出した社会的環境の多様性に応じた多様な良心があり、多様な良心のどれが正しいかを決定する方法はない、と批判する。

歴史上の社会契約説が「理性」という場合には、以上の三つの理性概念の何れかに依拠していたといつてよい。それが理論的批判の対象となつたとするならば、社会契約説や、それによつて要請された民主主義の存立の根拠も疑われるのではないか。

### (三) 現実認識の理性

しかし、我々はもう一つの理性概念を考へてみるができる。フロイト心理学においては、人間をとりまく外的環境を認識し、また自分の心の中の隠された欲求を自覚して、両者を調整する精神作用を「自我」とよび、また時に理性とよぶ。フロイトによれば、神経症とは、社会が許容しないために、抑圧された意識下の欲望が惹き起こす病いで、自我がこれを自覚すれば、自我のもつ調整作用によつて治癒するといふ。良心(フロイトは「超自我」とよぶ)による欲望の抑圧は不合理な抑圧で、意識下にひずみをつくり出すのに対し、「自我」はこれを意識し、抑圧された欲望を、社会的に許容されたものに変形して⑥ **シユウソク**させる。人を殴りたいという攻撃衝動が抑え切れなければ、ボクシング部に入るといふように。これは水が堰を切つて奔流するのを防ぐために、水路を設けるのに似ており、これは水路づけ (canalization) とよばれることがある。

この「水路づけ」といふ考え方こそ、自由主義的・民主主義的政治制度の人間論のあらわれである。

自由主義や民主主義は、決して人間性について、素朴な性善説に立つものではない。人間には支配欲があり、闘争心があることは当然の前提である。独裁制においては、民衆の支配欲を抑圧し、無気力にしようとするが、それは不可能であるから、そのはげ口を対外侵略に向けるか、内部の弱者に向けるかする。それをしないと、社会は神経症患者の精神のようになり、やがて非合理的な爆発をひきおこす。独裁制と革命はこのようにして親類関係にある。

民主主義においては、国民は選挙によつて権力者の首をすげかえる可能性をもっている。従つて権力者は頭を下げて票をもらいにくる。国民は権力者を非難したり罵倒したりして、支配欲を多少とも満足させる。

また民主主義と結びついた自由主義は、社会に存在する諸々の不満を、抑圧・**隠蔽**せずに表ざたにする。これは意識下の不満を常に意識化しようとする精神分析療法のやり方に似ている。国民の闘争心も、政党間の政治闘争に参加することによつてはげ口を得る。

それ故民主主義国においては、権力者に権威がなく、不満や闘争にみち溢れているようにみえるが、その代り不満が鬱積せず、社会は陽性である。これは独裁国家が国民の欲求不満という爆弾を抱えているのに比べると、不安定なようでも安定している。民主主義が合理的な制度だといふ場合の合理性とは、何よりもこの心理学的意味での合理性である。

出典：長尾龍一『法学ことはじめ 新版』  
※ただし、出題の都合上、一部省略、改変した箇所がある。

問一 傍線部 (a) ～ (f) の漢字の読みを書きなさい。

問二 傍線部 (1) ～ (6) のカタカナを漢字に直したとき最も適切なものをそれぞれ選択肢ア～エから一つ選び、記号で答えなさい。

- |       |    |   |    |   |    |   |    |
|-------|----|---|----|---|----|---|----|
| (1) ア | 成約 | イ | 製約 | ウ | 制約 | エ | 誓約 |
| (2) ア | 不敗 | イ | 腐敗 | ウ | 不配 | エ | 腐配 |
| (3) ア | 腹従 | イ | 複縦 | ウ | 服縦 | エ | 服従 |
| (4) ア | 下空 | イ | 下腔 | ウ | 架腔 | エ | 架空 |
| (5) ア | 成否 | イ | 正否 | ウ | 正妃 | エ | 性比 |
| (6) ア | 充即 | イ | 充息 | ウ | 充則 | エ | 充足 |

問三 波線部①「看過」、②「演繹」の意味として最もふさわしいものを選択肢ア～エからそれぞれ一つ選び、記号で答えなさい。

波線部①「看過」

- ア 人に影響を与えて、考えや行動を変えさせること。
- イ 対価を見積もること。
- ウ 見逃すこと、あるいは見すごすこと。
- エ 暇があること。

波線部②「演繹」

- ア 複数の事実から抽出した共通点から結論を導き出すこと。
- イ 大きなひとつの大前提から結論を推測すること。
- ウ 個々の具体的な事柄から、一般的な法則を導き出すこと。
- エ 結果から遡って原因を推論すること。

問四 空欄 A ～ C にあてはまる最もふさわしい語をそれぞれ一つ選び、A ～ E の記号で答えなさい。  
ア しかも イ ところが ウ 例えば エ だから

問五 本文の内容と一致しないものを選択肢ア～エから一つ選び、記号で答えなさい。

- ア 極端な性善説や性悪説で語られる人間観は、ルールや制度とはなじまない。
- イ 社会契約説で想定する自然状態は不完全な状態なので、理性に従った様々な制度が必要となる。

ウ 人々の欲望が増大し、理想的な自然状態が解体されたため、国家や法が必要となった。

エ 民主主義国は不満や闘争が見られるが安定しており、民主主義は合理的な制度だと言える。

問六 筆者は民主主義社会のどのような状態を指して合理性があると言っているのか。そのことを具体的に示す部分を、本文の中から六十字以上、六十五字以下で抜き出し、最初と最後の五文字を書きなさい（句読点を含む）。

〔国語出題 以上〕